

(6) 子どもに関する基本的な取組

子どもの権利と子どもの権利を保障する責務を踏まえ、子どもに関する基本的な取組を明記し、条例の実効性を図る必要があります。

ここでは、想定される特に重要な取組を掲げています。

①子どもの権利の普及等

- ・市は、子どもの権利やその保障や、子どもに関する施策を推進するための調査及び研究に努める。
- ・市は、この条例と子どもの権利について、市民の関心を高めるため、広報することやその普及に努める。

②虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済

市、保護者、地域住民等、学校等関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての防止、相談、救済のための措置を講じるとともに、関係者や関係機関との連携に努める。

③子どもへの支援

- ・子どもの居場所づくり

市、保護者、地域住民等、学校等関係者は、相互に連携、協働し、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努める。

- ・遊びや体験の場づくり

市は、子どもが自然や地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるよう遊びや体験の場を提供する。

- ・社会的自立への支援

市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者は相互に連携、協働し、子どもが社会に認められ、自立できるよう支援する。

④子どもの参画活動の促進

市は、子どもにかかわることを決めるときに、子ども会議など、子どもが主体的に参画し、意見表明し、子どもの意見が反映される仕組みをつくる。

⑤子育て家庭への支援

市、地域住民等、学校等関係者、事業者は、相互に連携、協働し、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たせるよう、仕事と子育ての両立を推進するなど、子どもが安心して暮らせるよう子育て家庭を支援する。